

中郷記念館ホームヘルパー 重要事項説明書

1. 事業所の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 中郷記念館ホームヘルパーの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

- ・ 名称 中郷記念館ホームヘルパー
- ・ 所在地 千葉県木更津市井尻 9 5 1
- ・ 介護保険指定番号 (千葉県 1 2 7 1 1 0 0 2 6 3 号)
- ・ サービスの種類 訪問介護 (ホームヘルパー)
- ・ サービスを提供する対象地域 木更津市・袖ヶ浦市

(2) 事業所の職員体制

- ・ 管理者 1名 (常勤1名 ・ 業務の一元的管理)
- ・ サービス提供責任者 1名 (常勤1名 ・ 連絡調整、計画書の作成)
- ・ 訪問介護員等 5名以上 (常勤換算数 ・ 訪問介護の提供)

(3) 営業時間

- ・ 月曜～土曜日 午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分
- ・ 緊急連絡電話 0 4 3 8 - 9 7 - 2 7 2 1

3. サービスの内容

(1) 訪問介護の内容

身 体 介 護	生 活 援 助	通院の為の乗車または降車の介助
・ 入浴、清拭介助 ・ 食事介助 ・ 排泄介助 ・ 体位交換 ・ 服薬の援助 等	・ 買い物 ・ 食事の準備・後片付け ・ 利用者の居室の掃除 ・ 洗濯 等	通院のための乗車または降車の介助 (通院片道の乗車及び降車の介助を 1 回として算定)

※訪問介護でできないこと

- ①利用者以外の方の掃除、洗濯、食事の準備など

- ②特別な食事の用意（お節料理など）
- ③特別な掃除（年末の大掃除など）
- ④居宅以外での援助（庭の掃除、通院以外の外出介助）

4. 利用料金

・訪問介護費（特定事業所加算Ⅱ算定）

サービス内容	サービス所要時間 算定の基準	介護報酬 単位数
身体介護	20分以上 30分未満	268 単位
	30分以上 1時間未満	426 単位
	1時間以上 1時間 30分未満	624 単位
	1時間 30分以上 30分増すごとに	624 単位 + 90 単位
生活援助	20分以上 45分未満	197 単位
	45分以上	242 単位
身体生活	身体 20分以上 30分未満に 引き続き生活 20分以上 45分未満	340 単位
	身体 20分以上 30分未満に 引き続き生活 45分以上 70分未満	412 単位
通院等のための 乗降または降車の 介助	通院片道の乗車及び降車の介助を 1 回として算定	107 単位
初回加算（初回のみ）		200 単位
緊急時訪問介護加算（1回の要請に対して）		100単位
訪問介護同一建物減算 1		介護報酬単位数の 0.9% を乗じた額

※特定事業所加算Ⅱ：より質の高いサービスを提供する事業所を評価する加算となり、所定単位数より 10% を乗じ算出されます。

※初回加算：初回または初回の属する月に、サービス提供責任者が自らサービス提供を行う場合またはサービス提供責任者が他の訪問介護員等のサービス提供を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※緊急時訪問介護加算：利用者またはその家族等からの要請に基づき、ケアマネと連携し予め計画された以外のサービス提供（身体介護）を緊急に行った場合、加算します。

※早朝（7：30～8：00）及び夜間（18：00～18：30）の場合、所定単位数に 25% を加算します。

※訪問介護同一建物減算：事業所と同一又は隣接する敷地内に所在する建物の居住者に対してサービス提供を行った場合、10% 減算となります。また、訪問介護サービス提供総数のうち、同一敷地内居住者の割合が 9割 占める場合は 12% 減算となります。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ：介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取組を行う事業所に認められる加算

です。1ヶ月の利用料総額に24.5%を乗じ算出されます。

※地域区分：1単位＝10,42円となります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の訪問介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

※利用者負担は、介護保険負担割合証に応じた金額になります。

- ・キャンセル料は一切かかりません。

- ・支払方法

毎月、初旬に前月分の請求をいたします。所定の郵便口座より毎月20日引き落とされます。前日までに口座への入金をお願いいたします。

入金確認後、領収書を発行します。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ・利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報下さい。
- ・事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについて

は、利用者又はそのご家族とご相談させていただきます。

- ・従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、契約書別紙に記載する主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

11. 衛生管理等について

衛生管理に関して必要な事項を定め、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生管理を適切に行います。

12. 業務継続計画について

大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な環境の変化など不測の事態が発生しても、サービスの提供を中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための体制を整えます。

13. サービス内容に関する苦情について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・ 苦情受付担当者 サービス提供責任者 宮口 拓 0438(97)2721
- ・ 苦情解決責任者 マネジャー 山田 博樹 0438(97)272

1

- ・ 第三者委員 監事 森 章 090-8725-95

86

- ・ 第三者委員 監事 石渡 正明 0438(23)415

1

- ・ 木更津市役所 介護保険課 0438(23)7162
- ・ 袖ヶ浦市役所 高齢者支援課 0438(62)2111
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 043(254)7428
- ・ 千葉県運営適正化委員会 043(246)029

4

14. その他

- ・ 第三者評価実施及び結果の公表無し

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)の経営
 - (ハ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ロ) 老人短期入所施設の経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ニ) 障害福祉サービス事業の経営

- (ホ) 一般相談支援事業の経営
- (ヘ) 特定相談支援事業の経営
- (ト) 障害児相談支援事業の経営
- (チ) 地域活動支援センターの経営
- (リ) 障害福祉サービス事業の経営（パン製造業を含む）
- (ヌ) 保育所の経営
- (ル) 放課後児童健全育成事業の経営

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面について重要な事項を説明しました。

〔事業者名〕 社会福祉法人 かずさ萬燈会
中郷記念館ホームヘルパー （介護保険事業所番号 1 2 7 1 1 0 0 2 6

3)

〔住所〕 千葉県木更津市井尻 9 5 1

〔管理者名〕 宮 口 拓 印

〔説 明 者〕 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

〔利用者〕

住 所

氏 名 印

〔代理人〕

住 所

氏 名 印

なお、以下連帯保証人は上記契約条項に則り、本人及び代理人とともに本契約の債務履行に関して極度額240,000円の範囲内で連帯保証する。

〔連帯保証人〕

住 所

氏 名 印